

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2017年6月19日
【会社名】	株式会社ワールド
【英訳名】	WORLD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 上山 健二
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1
【電話番号】	神戸078(302)8176
【事務連絡者氏名】	グループ常務執行役員 中林 恵一
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1
【電話番号】	神戸078(302)8176
【事務連絡者氏名】	グループ常務執行役員 中林 恵一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 136,612,500円 (注) 1. 本募集は、平成29年6月12日開催の当社第59回定時株主総会の決議及び平成29年6月19日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権証券を発行するものであります。 2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといえます。 3. 行使価額が調整された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ワールド(東京支店) (東京都港区北青山3丁目5番10号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	455,375個 (注)上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年7月5日(水)から平成29年7月17日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ワールド グループ人材マネジメント部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成29年7月18日(火)
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注)1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権証券」という)は、平成29年6月12日開催の当社第59回定時株主総会の決議及び平成29年6月19日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として発行するものであります。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることといたします。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社及び当社子会社の取締役、当社及び当社子会社の使用人、並びにワールド健康保険組合役職員に対して割当てられません。

なお、本新株予約権の割当の対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。

割当対象先	人数	割当数
当社取締役	1名	15,000個
当社使用人	71名	120,625個
当社子会社取締役	25名	87,125個
当社子会社使用人	335名	232,000個
ワールド健康保険組合役職員	1名	625個
合計	433名	455,375個

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度を採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	4,553,750株 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式10株とします。 ただし、（注）1 . の定めにより調整されることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使により交付される株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は30円とします。 ただし、（注）2 . の定めにより調整されることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金136,612,500円 行使価額の調整が行われた場合は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、後記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 . 発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 1 株当たりの発行価格は行使価額と同額とします。 2 . 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じた 1 円未満の端数は、これを切り上げる。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成32年 7 月 1 日から平成34年 6 月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社または銀行の休業日に当たるときには、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 . 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ワールド グループ人材マネジメント部、または、その時々における当該業務担当部署 2 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 神戸営業部
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、割当日以降、平成32年 3 月31日までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員、ならびに、ワールド健康保険組合の役職員であることを要する。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。 本新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できない。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。 本新株予約権者は、平成30年 3 月期から平成32年 3 月期までの各期末における売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額（以下「コア営業利益」という）の累積額が下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に対して、それぞれ下記に定められた割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じて算出される個数の本新株予約権を上限として、行使することができる。なお、行使可能割合を乗じて算出される個数に 1 個未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。 平成30年 3 月期から平成32年 3 月期までのコア営業利益の累積額 (a) 390億円を超過し、430億円以下の場合 行使可能割合：40% (b) 430億円を超過し、460億円以下の場合 行使可能割合：60% (c) 460億円を超過し、490億円以下の場合 行使可能割合：80% (d) 490億円を超過した場合 行使可能割合：100%

	<p>上記の規定にかかわらず、平成30年3月期から平成32年3月期までのいずれかの期のコア営業利益が130億円を下回った場合、または、平成30年3月期から平成32年3月期までのいずれかの期の親会社の所有者に帰属する当期利益が60億円を下回った場合には、本新株予約権を一切行使することができない。</p> <p>コア営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益の金額については、当社の有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき、売上総利益、販売費もしくは一般管理費または当期利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内で、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合のほか合理的な理由がある場合には、いつでも、当社取締役会が別途定める日をもって当該日までに本新株予約権者に対して既に付与した当該本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みにに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割または新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画が当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の行使の条件に準じて決定するものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の行使時の払込金額に準じて定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定するものとする。</p>

	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得条項</p> <p>上記自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定するものとする。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件</p> <p>上記本新株予約権の行使の条件に準じて決定するものとする。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする(以下、本項により調整された後の付与株式数を「調整後付与株式数」、調整される前の付与株式数を「調整前付与株式数」という。)。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割、株式無償割当てまたは併合の比率

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、調整後付与株式数が適用される日における当社の発行済株式総数(ただし、当社が保有する自己株式の数を控除した数をいう。以下本において同じ。)を、調整後付与株式数が適用される前日における当社の発行済株式総数で除した割合をいうものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日(基準日を定めたときは、その基準日の翌日)以降、これを適用する。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、付与株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後に次の各号に定める事由が生じた場合には、それぞれ次に定めるところに従い行使価額をそれぞれ調整し(以下、本項により調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)、適用時期についても、それぞれ次に定めるところに従うものとする。

() 当社が、当社普通株式の株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割、株式無償割当てまたは併合の比率}}$$

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、上記(注)1. に定めるものをいう。

() 調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日(基準日を定めたときは、その基準日の翌日)以降、これを適用する。

前号のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、行使請求の受渡場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金されたときに生ずるものとする。

新株予約権の行使により本新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとする。

4. 株式の交付方法

当社は新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株式を発行し、本新株予約権者へ株式を交付するものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
136,612,500	2,000,000	134,612,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等相当額は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
4. 新株予約権の行使状況によっては、登録免許税及び登記費用等の諸費用は増減いたします。

(2)【手取金の使途】

本募集は、当社の中長期的な業績向上への意欲と士気を高め、また株主との利害の一致という観点から、当社及び当社子会社の取締役、使用人及びワールド健康保険組合の役職員に対しストックオプションとして新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的としておりません。

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。

新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、差引手取概算額は運転資金に充当する予定ではあります。が、具体的な使途については現時点では未定であり、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**1 事業等のリスクについて**

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第59期）に記載されました「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はございません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	2017年6月16日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第59期)	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	2017年6月19日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月16日

株式会社ワールド

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西川 浩 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 晴 康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワールドの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ワールド及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月16日

株式会社ワールド

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 川 浩 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 邊 晴 康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワールドの2016年3月1日から2017年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワールドの2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2017年4月1日に持株会社体制へ移行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。